

图 1 图例

会場：大田原市西地区公民館 会議室1

社会福祉協議会からのお話し

(5) その他	(火) 日 25 月 8
6. 議長解任	(水) 日 11 月 9
7. その他	(土) 日 21 月 01
8. 閉会	(木) 日 8 月 11

令和6年度事業報告

1. 学校支援

学校支援	会 場	内 容	参加人数	ゲスト/ささえ
6月21日(金)	佐久山小学校	障がい当事者の方 と学ぼう	4年17名	車椅子利用: 楠木さん 視覚障害: 磯嶋さん 田中
6月26日(水)	大田原小学校	HUG	4年63名	東部地区社協他 御代、手塚 竹村、室井、平野、上野
6月27日(木)	大田原小学校	HUG	4年66名	東部地区社協他 天沼、藤田三、藤田か、竹村/上野
11月22日(金)	親園中学校	DIG	1年48名	地区社協他、(室井) ワババーザ-参加: 手塚、天沼/上野

6月28日(金)	紫塚小学校	HUG		未参加
7/2	奥沢小学校	認知症にやさしい地域		"
7/5	金丸小学校	を考えよう		"
7/5	黒羽小学校	障害当事者の方と		"
9/11	宇田川小学校	学ぼう		"
6/28	金田北中学校	地域で活動する方の		"
9/9	羽田小学校	お話を聞こう		"
夏休み中	大田原中学校	ふれあい型食事 サービス		"

2. 定例会

4月 2日(火)	第11回定期総会	8名、社協/川上様、高崎様
6月 4日(火)	定例会: 活動報告、活動予定、 大人向けHUGの実習	8名、社協/小滝様、高崎様
8月 6日(火)	定例会: 活動報告、活動予定、 「福祉って？」の勉強会	7名、社協/高崎様
10月1日(火)	定例会: 活動報告、活動予定、 ふくし共育プログラム勉強会	7名、社協/小滝様、高崎様
12月1日(火)	定例会: 活動報告、活動予定、 おおたわら福祉教育研修会報告	8名、社協/高崎様
2月 4日(火)	定例会: 活動報告、活動予定、 福祉教育研究会協議内容の紹介	6名、社協/高崎様

3. その他(社協等の呼びかけによる活動等に参加)

8月27日(火)	シルバー大田原市同窓会43期生との交流会 ささえ会員募集活動(湯津上庁舎)	出席者: 竹村、上野
9月11日(水)	シルバー大北校マッチング授業(ささえ会員募集)	社会福祉協議会ブース間借り 出席者: 上野
10月12日(土)	市社協会長表彰受賞式参列(市福祉まつりにて)	出席者: 上野
11月28日(木)	おおたわら福祉教育研修会	出席者: 藤田三、竹村、田中、 (室井)

令和6年度グループささえ収支決算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

(単位 円)

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
会費	12,000	11,000	△ 1,000	11名×1,000円
報奨金	0	2,000	2,000	大田原市社会福祉協議会会長賞
利子	0	13	13	通帳解約
繰越金	27,762	27,762	0	
合計	39,762	40,775	1,013	

支出の部

(単位 円)

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
講師謝礼	10,000	0	△ 10,000	
ボランティア保険	5,250	2,800	△ 2,450	8名×350円
会議費	4,000	0	△ 4,000	
通信費	5,000	0	△ 5,000	郵送料
事務費	10,000	0	△ 10,000	コピー代、他
予備費	5,512	0	△ 5,512	
合計	39,762	2,800	△ 36,962	

(比較増減の△印; 決算額が予算額より減)

繰越金

(単位 円)

科目	収入決算額	支出決算額	差引残高	次年度繰越金
残高	40,775	2,800	37,975	37,975

上記の通り令和5年度の決算報告をいたします。

令和7年4月1日

会計 平野一樹

会計監査報告

令和7年3月10日に令和6年度グループささえの会計監査を実施した結果、収支決算書及び帳簿ともに正確に処理されていることが認められましたので報告いたします。

監査 御代時博

告会監

34	平野美奈	大田原市
28	佐草 聡子	
28	佐草 聡子	

大田原市	35	御代時博	1
大田原市	36	御代時博	2
大田原市	37	御代時博	3
大田原市	38	御代時博	4
大田原市	39	御代時博	5
大田原市	40	御代時博	6
大田原市	41	御代時博	7
大田原市	42	御代時博	8
大田原市	43	御代時博	9

令和7年度事業計画 (案)

1. 各学校からの要請に対応した「ふくし共育」支援活動

- ・ 社会福祉協議会からの要請に基づいて、会員から参加者を募集し対応する
なお各学校でのふくし共育の機会にはオブバーザーなどとして、積極的に参加する
- ・ 活動の見える化を図り、積極的な会員拡大に繋げる
- ・ 引き続き感染症対策を講じ、かつ参加も各個人の判断を尊重する

2. 定例会

- ・ 偶数月の第一火曜日午後1時30分より 会場は西地区公民館 会議室
- ・ 活動報告・計画、講習会、研修会などを行う

3. 講習会、研修会開催、他団体講習会などへの参加

- ・ 会員のスキルアップ、啓発のため講習会、研修会を適宜実施する
講習会の一環として社協作成の福祉教育副読本'ともに生きる'を利用する
- ・ 会員が他団体などで行っているボランティア活動事例を紹介する
- ・ 他団体が実施する講習会や研修会へ参加する（講習内容の定例会での紹介）
- ・ 必要に応じて社会福祉協議会などに研修会講師を依頼する

令和7年度グループささえ収支予算 (案)

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

収入の部

(単位 円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
会費	0	12,000	△ 12,000	本年度会費なし
繰越金	37,975	27,762	10,213	
合計	37,975	39,762	△ 1,787	

支出の部

(単位 円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
講師謝礼	5,000	10,000	△ 5,000	
ボランティア保険	3,150	5,250	△ 2,100	9名×350円
会議費	0	4,000	△ 4,000	
通信費	0	5,000	△ 5,000	
事務費	5,000	10,000	△ 5,000	事務用品コピー代
予備費	24,825	5,512	19,313	
合計	37,975	39,762	△ 1,787	

令和7年度会員名簿と役職

No	役職	氏 名	期	住 所
1		藤田 三夫	26	大田原市末広
2		藤田 カツノ	29	大田原市末広
3		御代 時博	33	大田原市薄葉
4		天沼 明美	35	大田原市佐良土
5	監事	上野 博	36	大田原市薄葉
6	会長	竹村 義正	37	大田原市富士見
7		室井 信夫	37	大田原市宇田川
8	事務局 兼会計	田中 和夫	38	大田原市薄葉
9	副会長	平野 一樹	39	大田原市堀之内

退会者

大田原 美枝子	34
手塚 章治	35
矢菅 清	36

大田原市ふくし共育ボランティア「グループささえ」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は会員の総意に基づきふくし共育ボランティア「グループささえ」(以下「本会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、会長宅に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は、ふくし共育(福祉教育)のねらい、みんなで支え合える地域づくりのために、地域福祉を進めるとともに、地域活動に子供を巻き込んで、共に取り組み、共に学ぶことを、みんなで考えて、みんなで進めることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 市内で行われる、ふくし共育(福祉教育)を支援していく。
地域に目を向け交流をかねた支援活動を行う。ふくし共育ボランティアとして、学校と地域がつながり、地域の中で学ぶことをみんなで検討し、疑似体験への支援も行いながら当事者理解のきっかけとする。
- (2) ふくし共育(福祉教育)ボランティアやその活動の啓発、情報発信を行う。
- (3) 活動の目的を達成するために、目的を同じくする他の団体と協力し合う。
- (4) 原則として、定例会は 偶数月 第1週の火曜日とし、情報交換や、連絡、学習、相互扶助を行う。定例会において祝日と重なる場合は別の週とする。

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同したものをいう。

(入会及び退会)

第6条 入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。

第7条 会員が退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(会費)

第8条 年会費は1,000円とし、活動のための通信費等にあてることとする。会費は原則返金しない。

第9条 年会費は年度当初の定例会で集金することとし、会計がこれを管理する。

(会員の義務)

第10条 会員は活動で知り得た個人情報について秘密保持を遵守する。

(除名)

第11条 会員が本会の目的に反する行為をしたときは、会長及び副会長の総意により、除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局 1名
- (5) 監事 1名

(役員を選出)

第13条 役員は会員の互選によるものとする。

- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 その他、会員合意のもと運営に必要な役員をおくことができる。

(役員の任務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

第5章 運営

(運営)

第15条 本会の運営は、定例会で話し合い決定する。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を開催することができる。

第6章 会計

(会計)

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(活動費用)

第17条 ふくし共育ボランティアに関する費用については、第3章第8条に定めるもの以外については各会員の自弁を原則とする。ただし、活動に対する寄付金、助成金等により収入が生じた場合はグループの活動費用に当てることとする。

第7章 補足

第18条 本会の会則を変更する場合は、会の決議を得なければならない。

附則

- 1 この会則は平成24年5月15日から施行する。
- 2 この会則は平成30年5月1日から一部改正する
- 3 この会則は令和3年5月1日から一部改正する